

愛媛県美術館 多言語化対応推進事業 企画提案公募 実施要領

本要領は、愛媛県美術館（以下「美術館」という。）のコレクションに関する作家および作品に関する情報、また映像作品のテロップについて、日本語原稿を英語に翻訳、英文校閲を担う業務を委託実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

多言語化対応推進事業

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(3) 委託料上限額

4,312,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 委託業務の内容

令和5年9月1日に国の認定を受けた「愛媛県美術館を中核とする文化観光推進拠点計画」に基づき、外国人観光客等の満足度向上を図るため、コレクションに関する作家および作品に関する情報について、美術の専門的な用語等を適切に翻訳し、また英文校閲を行う。（詳細は、別添「多言語化対応推進事業業務仕様書」のとおり。）

2 企画提案公募の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者に企画提案公募への参加を認める。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること（もしくは、契約締結時まで登録が予定されていること）。

登録申請手続きを行っていない事業者は、早急に手続きを行ってください。（申請書の提出後、審査の時間が必要となります。また、申請書類の準備のほか、申請に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要することとなりますので、直ちに手続きを始められることをお勧めします。

県ホームページでも申請方法をご案内しています。

- 【物品・役務等】令和5～7年度競争入札参加資格審査申請（変更手続きを含む）について

⇒ <https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/40001.html>

- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間内において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。

- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 過去に2件以上の国公立美術館での実績があること。

3 実施要領の配布

(1) 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページの「入札情報」及び美術館ホームページに掲載するほか、下記12において配布する。

(2) 配布期間

令和6年11月19日（火）まで

なお、手渡しは休館日（11/5, 11/11, 11/18）を除く午前9時40分から午後6時まで

4 参加申込み

(1) 提出書類

- ①「企画提案公募参加表明書」【様式1】
- ②「事業者概要及び業務実施に関する実績表」【様式2】

(2) 提出先及び提出期限等

ア 提出先

下記12の場所

イ 提出期限

令和6年11月19日（火）午後6時

なお、持参する場合は、休館日を除く午前9時40分から午後6時までとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送（期限必着）

(3) 企画提案参加の可否の通知

令和6年11月22日（金）までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(4) 参加辞退

参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

5 企画提案公募等に関する質問

- (1) 受付期間 令和6年10月28日(月)～11月11日(月)午後4時
- (2) 提出方法
電子メールにて提出すること。その際には「企画提案公募等に関する質問票」【様式3】を使用すること。
- (3) 送信先アドレス
下記12記載のとおり
- (4) 回答方法
電子メールで回答する。なお、上記4で参加申し込みのあった他の者にすべて同じ内容の回答を送付する。
- (5) 回答予定日
令和6年11月13日(水)
- (6) その他
上記(1)の受付期間以外の質問は、原則回答しない。

6 企画提案書

- (1) 企画提案書及び関係資料の提出
別紙「多言語化対応推進事業 委託業務仕様書」により、企画提案書、見積書を作成すること。
なお、企画提案書の表紙には、宛名「愛媛県美術館長」、タイトル「多言語化対応推進事業委託業務」、提出年月日及び事業者名(正本のみ押印)を記載すること。
企画提案書の様式は定めないが、以下の内容を盛り込むこと。
 - ・別紙1) 当館所蔵品 8分野の8作品の基本情報の翻訳
 - ・別紙2) 所蔵作家・杉浦非水 略歴(300字)の翻訳
 - ・別紙3) 作品解説の翻訳 2作品(200字)の翻訳
 - ・別紙4) 対話型鑑賞のメソッドを取り入れた解説文 1点(200字)
また、普及に関する解説として、別紙2・3との違いを示すこと。
 - ・観光庁「HOW TO 多言語解説文整備」等を踏まえて実施すること。
 - ・業務行程表
 - ・本事業を遂行する業務体制※翻訳者、校閲者については、美術分野の専門知識の有無を明記ください。
- (2) 提出部数
企画提案書及び関係資料 6部(うち正本1部)、見積書 1部
- (3) 提出期限
令和6年12月6日(金)午後6時まで(必着)

(4) 提出先

下記 12 の場所

(5) 注意事項

- ・見積書の宛先は「愛媛県美術館長」と記載すること。
- ・提案を取り下げる場合は、取下げ願い書【様式 4】に記名押印の上、上記(4)に提出すること。
- ・提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合にも、同様に取下げ願い書【様式 4】を担当窓口へ提出すること。
- ・提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記(3)の提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは認めない。
- ・郵送で提出する場合は、受付期間内に必着するものとし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

7 審査

- ・審査は企画提案書をもとに、選定委員会を設置し、書面審査を行い、最も優れた提案として評価した上位 1 者を業務受託候補者として選定する。
- ・提案者が 1 者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の 6 割以上であるときは、当該提案者を業務受託候補者とする。

8 審査結果

選定委員会における審査を経て、文書で企画提案公募参加事業者へ通知する。なお、通知日は令和 6 年 12 月中旬（予定）とする。

9 契約

(1) 契約の締結

審査の結果、最も優れた提案として評価した業務受託候補者と、提出された企画提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合に、業務委託契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務受託候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第 152 条の規定により契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

10 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 その他

- (1) 資料作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 審査の採点結果及び選定理由は公表しない。

12 問合せ先・提出先

愛媛県美術館学芸課 喜安、杉山

住所：〒790-0007 愛媛県松山市堀之内

電話：089-932-0010

FAX：089-932-0511

メール：bijyutukan@pref.ehime.lg.jp

別紙1) 当館所蔵品 8分野の8作品の基本情報 ※セルの黄色箇所のみ翻訳ください。

	分野	作家名	作品名	制作年不詳	和暦	技法・支持体	サイズ
1	工芸・デザイン	富岡鉄斎・春子(合作)	北野社頭絵染付平茶碗	制作年不詳		陶磁器	5.5×12.5×12.5
2	写真	大竹敦人	乳化庭／三本の楠から	2006	平成18	写真／硝子球(9点組)	各直径40.0
3	書	三輪田米山	貼交屏風(履素、無違、文在中、独清、成言、有終)	明治時代		紙本墨書・六曲屏風一隻	各134.5×53.9
4	水彩	柳瀬正夢	連立内閣挙国一致ファッショの彼方へ!	制作年不詳		鉛筆 墨 水彩・紙	27.4×19.2
5	彫刻	田窪恭治	日常一時間の層へ I	1987	昭和62	木、コンクリート、金箔、スコップ、コンクリート練箱、オイルステイン、クリアラッカー、金具	364.0×785.0×71.0
6	日本画	梶田半古	鶴越	1892	明治25	絹本着色／軸	143.0×69.0
7	版画	畦地梅太郎	親子よろこぶ『山のぬくもり』より	1978	昭和53	多色木版／紙	19.6×20.4
8	デザイン	杉浦非水	『非水一般応用図案集』	1921	大正10	多色木版／紙	

別紙2)所蔵作家・杉浦非水 略歴(300字)

愛媛県松山市に生まれる。はじめ画家を志し、東京美術学校日本画選科に入学。在学中に黒田清輝がヨーロッパから持ち帰ったアール・ヌーヴォーのポスター、チラシに刺激を受け、図案家の道を歩むようになる。近代日本における都市文化の発達、消費社会の隆盛をいう時代の流れを背景に、三越、日本初の地下鉄をはじめとするポスター、広告、雑誌や書籍の装丁などのデザインを多数手がけ、グラフィックデザイナーの先駆者としての地位を確立する。1922年から23年にかけてヨーロッパに留学、帰国後は図案研究団体「七人社」を結成したり、多摩帝国美術学校校長兼図案科主任教授を務めたりするなど、日本におけるデザインの普及にも尽力した。

別紙3)作品解説 2作品(200字)

①日本画

松本山雪《製茶風俗図屏風》

広大な山水の中に建物が立ち並び、そこで人々が茶作りにいそしんでいる様子が描かれています。向かって右から左へと、その工程が展開していきませんが、人々は皆、中国的な服装をしています。作者の松本山雪は、江戸時代前期に伊予松山藩の初代御用絵師をつとめた人物です。彼が仕えた藩主・松平定行は中国趣味に精通した人物だったようで、それが大いに反映されていると考えられます。

②現代美術

小清水漸《舟・赤い》

塩地(木の種類)の台に乗せた白大理石に水が張られ、檣の赤い舟が浮かびます。小清水は、彫刻とは何かを追求する中で、台座の存在を再認識し、制作する行為そのものを台と一体化して作品とする「作業台」シリーズを生み出しました。深みのある赤は、日本古来の天然顔料の水銀朱で、素材と真摯に向き合い制作してきた作家が、土着性に着目し用いました。水という物質に備わる力で舳先が浮き、舟が今にも動き出すかのようです。

別紙4)対話型鑑賞のメソッドを取り入れた解説文 2点(200字)

①『非水百花譜』

植物の写生—それは、非水の仕事の基本でした。

決して、仕事のネタではありませんでした。
あらゆる角度から植物の姿を見つめ、
本質にせまろうとしました。
ありのままを描く。写生の大事な姿勢です。
ただただ、美しい花の様を写し取ることではありません。
茎の色は全て同じでしょうか？
葉の形も一緒でしょうか？
花の姿は変わってないでしょうか？
そこから、どんなことが言えるでしょうか？